

ひろ こ けんりじょうやく  
広げよう!子どもの権利条約キャンペーン2020だいいちじせいさくていげん ばん  
第一次政策提言 (チャイルドフレンドリー版)

ねん こ けんりじょうやく ひじゅん にほんせいふ こ けんりじょうやく か こ  
1994年に子どもの権利条約を批准した<sup>1</sup>日本政府は、子どもの権利条約に書かれた子ども  
けんり まも ぎむ せきになん にほん こ けんり まも くに  
の権利を守る義務と責任があります。わたしたちは、日本が、子どもの権利をしっかりと守る国  
になることをめざしています。そして、そのために必要なことにもっと取り組むよう、日本や地方の  
せいふ はたら しんがた もんだい たいへん じょうきょう お  
政府に働きかけるつもりです。新型コロナウイルス問題で大変な状況に置かれている  
なかで、このような状況だからこそ、みなさん一人ひとりの権利がいつそうしっかりと守られ  
るよう、日本政府や都道府県や市区町村の自治体ができるべきことはなにかをおとなたちで「案」  
としてまとめました。これに対して子どもの皆さんからの意見をきかせてください。

## &lt; 案 &gt;

## (1) 子どもの権利と条約を日本の中でひろめる。

- ① 子どもからおとなまで、みんなが子どもの権利と子どもの権利条約を知り、学ぶ機会をもち、  
まいにち せいかつ なか つか  
毎日の生活の中で使っていけるようにすること。
- ② とくに、学校や学校以外の居場所・学び場、子どもたちが暮らす施設で、子どもたちが子どもの  
けんり こ けんりじょうやく し  
権利や子どもの権利条約を知ることができるようにすること。また、学校の教師や学校以外  
の居場所・学び場、その他施設の職員が、子どもがおとなと同じ権利を持っているということを、  
りかい  
きちんと理解できるようにすること。

## (2) 子どもを誰ひとりとして取り残さない。

- ③ 子どもに対する様々な差別(例:「子どもだから~」「子どものくせに」などの言葉やそうい  
にんしき もと こうい とく すす  
う認識に基づいた行為)をなくすための取り組みを進めること。
- ④ すべての子どもが十分な教育を受けられるようにすること。
- ⑤ 経済的な理由で、他の人にとって当たり前がない状態の子ども、虐待をはじめと  
する不適切な関りをされている子ども、地震や台風など災害にあった子ども、その他いきづ  
らさを感じる環境に置かれている子どもなど、子どもの権利をうばわれて特に大変な  
じょうきょう こ ささ とく せっきよくてき  
状況の子どもたちを支えるための取り組みを積極的におこなうこと。

<sup>1</sup>批准(ひじゅん)とは、条約(じょうやく)などルールを国が守るとやくそくすること。

## (3) 子どもの暴力をぜったいにゆるさない社会をつくる。

- ⑥ 虐待、いじめ、子どもに一方的に不快に感じさせる性的な行為、体罰や心を傷つけるいやな言葉など、あらゆる形態の子どもへの暴力をなくすために取り組むこと。
- ⑦ 子どもは、あらゆる形態の暴力を受けない権利をもっていて、暴力を受けたときには助けを求めることができます。そのことを子どもたちが知る機会を増やし、何かあれば相談したり、すぐに電話したりして助けを求めることができるようなしくみをつくること。
- ⑧ 子どものSOSをおとながしっかりと受け止めることができる人を地域に増やす取り組みをおこない、子どもにとって緊急的な避難場所を含め、安心・安全な居場所を全国にたくさんつくること。

## (4) 子どもの声を聴き、子どもとともに行動していく。

- ⑨ 子どもには、自分の気持ちや意見を周りに伝えたり、集まってグループをつくったり、参加する力があることをおとなが理解して、その力を発揮できるようにするためのしくみや環境をつくっていくこと。
- ⑩ まわりのおとなが子どもの声に耳を傾け、子どもが自分の気持ちや意見を伝えたり、集まってグループをつくったり、参加する力を発揮できるようにするための取り組みを進めること。

## (5) 子どもの権利が守られているかどうかを調べるしくみをつくる。

- ⑪ 法律や政策で、日本に住んでいるすべての子どもたちの権利が守られているかどうかを調べて、守られていないと分かったときにはその法律や政策を変えるよう、政府にしっかりと子どもの視点から意見できる機関が必要です。そのような機関を、国と、都道府県や市区町村など自治体の中でもつくること。
- ⑫ 子どもがSOSを出したら、しっかりと受け止め、その解決方法を子どもと一しょに考えて行動する、政府から独立した公的な機関(政治に影響されない子どもの視点から考え、動く機関)を、自治体がつくること。

## (6) 国の法律や政策、自治体の条例などのつくり方を変える。

- ⑬ 日本に住んでいるすべての子どもたちの権利を守る法律や政策をつくるために、国は、いろいろな情報やデータをあつめる必要があります。日本政府は、情報やデータをあつめて調べて、公開する体制をつくること。

- ⑭ <sup>こ</sup>子どもに<sup>かんけい</sup>関係する<sup>ほうりつ</sup>法律や<sup>せいさく</sup>政策は、<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利や<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんりじょうやく</sup>権利条約<sup>もと</sup>に基づいてつく<sup>ほうりつ</sup>ること。<sup>ほうりつ</sup>法律をつくる<sup>こ</sup>まえに、<sup>こ</sup>子どもの<sup>いけん</sup>意見を<sup>いけん</sup>しっかりきいて、<sup>ほうりつ</sup>できるだけその<sup>いけん</sup>意見を<sup>ほうりつ</sup>法律の中<sup>なか</sup>で<sup>い</sup>生かすこと。そして、<sup>こ</sup>どんな<sup>けんり</sup>子どもの<sup>もと</sup>権利に<sup>ほうりつ</sup>基づいて<sup>なか</sup>つくったかを、<sup>ほうりつ</sup>法律の中<sup>なか</sup>で<sup>せつめい</sup>きちんとして<sup>せつめい</sup>説明<sup>せつめい</sup>すること。
- ⑮ <sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を守る<sup>まも</sup>ための<sup>とく</sup>取り組みを<sup>すす</sup>進め、<sup>くに</sup>国、<sup>とどうふけん</sup>都道府県、<sup>しくちょうそん</sup>市区町村が<sup>きょうりよく</sup>みんな<sup>きょうりよく</sup>協力<sup>きょうりよく</sup>して、<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を<sup>まも</sup>守っていくこと。

以上

※この<sup>あん</sup>案は、2020年11月6日の<sup>あん</sup>案のときのものです。これから<sup>か</sup>変わる<sup>かのうせい</sup>可能性<sup>かのうせい</sup>があります。